

経 済 協 議 会 協 議 事 項

〔 日時 令和4年5月20日(金)
午前10時
場所 第二委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する
条例の一部改正（案）の概要について
- 2 市有土地の売払いについて
- 3 八戸市公設小売市場条例の一部改正（案）の概要について

地域再生法に基づく地方拠点強化税制について

1 地方拠点強化税制の概要

東京一極集中の是正や企業の地方拠点強化の推進のため、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づく事業を行った事業者に対して、税制等の支援措置を講ずるもの

2 対象事業者

本社機能を
(特定業務施設)

{	東京23区から地方に移転する
	東京23区以外から地方に移転する
	地方で拡充する

事業者

※本社機能（特定業務施設）とは、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するもの

- ① 事務所であって、次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの
 - ア 調査及び企画部門
 - イ 情報処理部門
 - ウ 研究開発部門
 - エ 国際事業部門
 - オ 情報サービス事業部門
 - カ その他管理業務部門
- ② 研究開発において重要な役割を担う研究所
- ③ 人材育成において重要な役割を担う研修所

3 主な特別措置の内容

- (1) 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）
- (2) 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）
- (3) 地方税（事業税、不動産取得税及び固定資産税）の課税免除又は不均一課税

4 令和4年度改正による変更点のうち条例改正関係分の抜粋

- (1) オフィス減税の対象となる特定業務施設の整備期間を3年に延長
- (2) 地方拠点強化税制の適用期限を2年間延長（令和6年3月31日まで）

※適用期限の延長は平成30年、令和2年の改正に次いで3回目。

市有土地の売払いについて

1 売払いする土地の概要

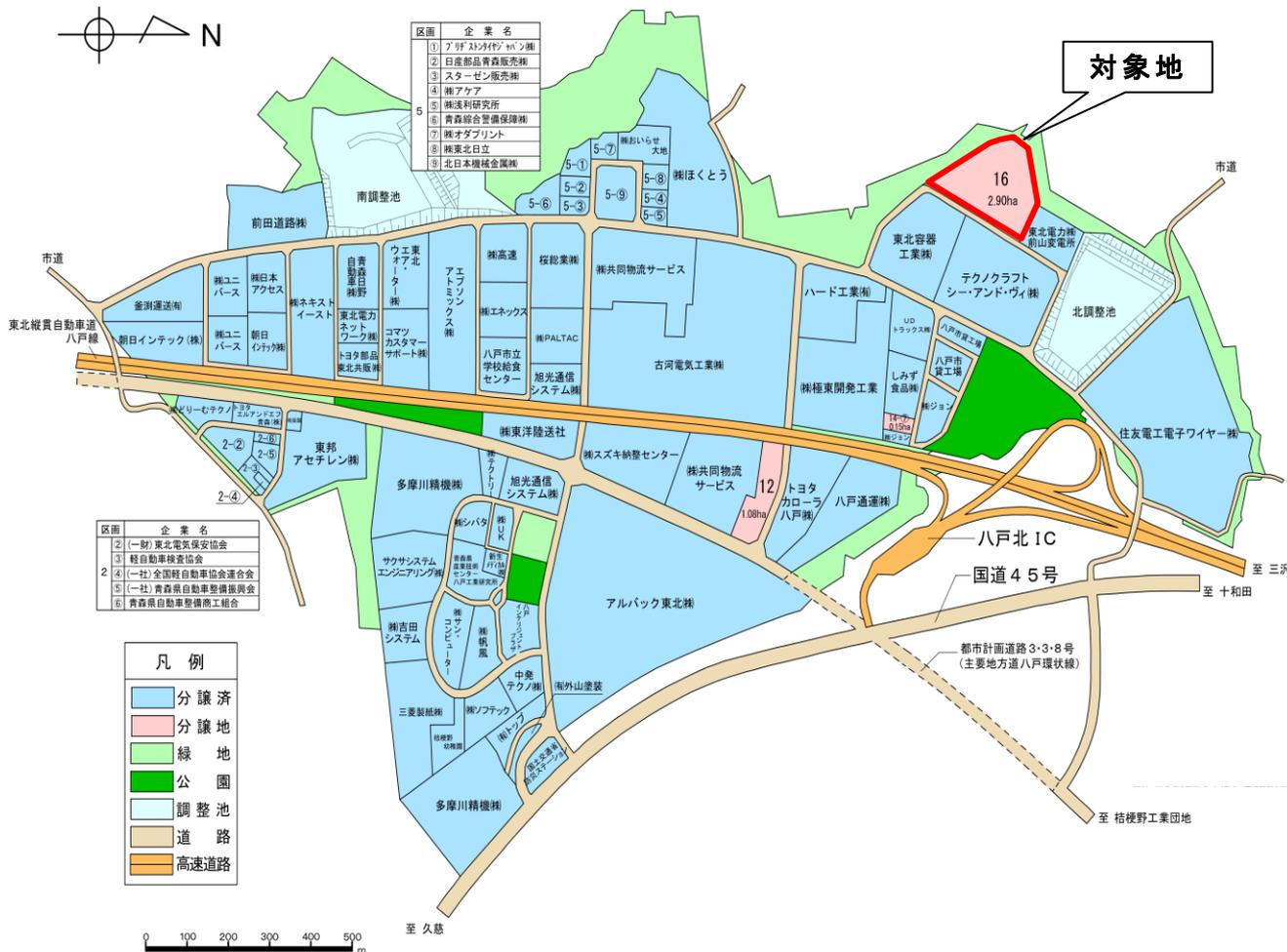
- (1) 所在 八戸市北インター工業団地四丁目111番2 (16号区画)
- (2) 面積 29,021.91㎡
- (3) 売払金額 486,000,000円

2 売払いの相手

長野県諏訪市大和三丁目3番5号
エプソンアトミックス株式会社
代表取締役 大塚 勇

3 位置図

八戸グリーンハイテクランド



八戸市公設小売市場条例の一部改正（案）の概要について

1 条例改正の理由

公設小売市場の改修に伴い、使用料の改定等をするとともに、使用者の公募を明記し、その他規定の整備をするため。

2 主な改正内容

(1) 公設小売市場の使用料の新設・改正

区分	改正前の使用料 (円/月)	改正後2年間の 緩和期間の使用料(円/月)	緩和期間後の 使用料(円/月)	改正後の ㎡単価(円)
売場	1平方メートル 4,650	A区画(7.8㎡) 17,500	36,000	4,615
		B区画(10.1㎡) 30,000	47,000	4,653
		C区画(13.4㎡) 38,000	62,000	4,626
倉庫	1平方メートル 730	据え置き 730	730	
厨房	—	100,000	100,000	
事務室	6,600	据え置き 6,600	6,600	
調理室	1使用者につき 4,400	据え置き 4,400	4,400	

【新設】

区分	単位	使用料(円)
キッチンスタジオ	1時間当たり	250
オープンスペース	占有して使用する場合に限り、1平方メートルにつき1時間当たり	9.7

(2) 使用者の公募を明記

(3) その他所要の改正

3 施行期日

条例は、規則で定める日から施行する。ただし、条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

4 今後のスケジュール

- (1) 公設小売市場使用者公募要領の制定 … 6月
- (2) 公募 … 7～8月
- (3) 使用申請者資格調査 … 9月
- (4) 使用者決定 … 10月
- (5) 改修工事完了 … 11月上旬
- (6) 新市場への引越し … 11月中旬
- (7) リニューアルオープン … 11月下旬